

仙台市消防局訓令第三号

仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

仙台市消防局長 千葉 弘 樹

仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市消防局訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第十一条 給与条例第十九条の五の二第一項に規定する会計年度任用職員基準日は、毎月一日とし、同項に規定する会計年度任用職員支給日は、次の各号に掲げる会計年度任用職員基準日の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 毎月一日（次号_____に掲げる日を除く。）当該会計年度任用職員基準日の属する月に係る給料（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬。次号_____において同じ。）の支給に関し給与条例第八条第一項の規定により定める期日</p> <p><u>[追加]</u></p> <p>二 十二月一日 次のイ及びロに掲げる日</p> <p>イ 十二月に係る給料の支給に関し給与条例第八条第一項の規定により定める期日</p> <p>ロ 十二月十日（同日が、土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）</p> <p>2 給与条例第十九条の五の二第一項の任命権者が定める者は、同項に規定する会計年度任用職員基準日に在職する会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二十八条第二項第一号又は仙台市職員の分限に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第三十九号）第一条の二の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員のうち、給与の支給を受けていないもの</p> <p>二 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員</p> <p>三 法第二十九条第一項から第三項までのいずれかの規定により停職にされている会計年度任用職員</p> <p>四 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けている会計年度任用職員</p> <p>五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、第十三条第一項及び第三項に規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p>六 任期が一箇月未満の会計年度任用職員</p> <p>七 給料又は基本報酬が日額で支給される会計年度任用職員であつて、任期が二箇月以下のもの（前号に掲げる会計年度任用職員を除く。）</p> <p>八 一週間当たりの勤務日の日数が三日未満のパートタイム会計年度任用職員（前二号に掲げる会計年度任用職員を除く。）</p> <p>九 前各号に掲げる者のほか、消防局長が別に定める会計年度</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十一条 給与条例第十九条の五の二第一項に規定する会計年度任用職員基準日は、毎月一日とし、同項に規定する会計年度任用職員支給日は、次の各号に掲げる会計年度任用職員基準日の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 毎月一日（次号及び第三号に掲げる日を除く。）当該会計年度任用職員基準日の属する月に係る給料（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬。次号及び第三号において同じ。）の支給に関し給与条例第八条第一項の規定により定める期日</p> <p>二 六月一日 次のイ及びロに掲げる日</p> <p>イ 六月に係る給料の支給に関し給与条例第八条第一項の規定により定める期日</p> <p>ロ 六月三十日（同日が、土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）</p> <p>三 十二月一日 次のイ及びロに掲げる日</p> <p>イ 十二月に係る給料の支給に関し給与条例第八条第一項の規定により定める期日</p> <p>ロ 十二月十日（同日が、土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）</p> <p>2 [略]</p>

任用職員

- 3 前項に定めるもののほか、任期が六箇月未満の会計年度任用職員には、第一項第二号ロ_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当は支給しない。
- 4 給与条例第十九条の五の二第二項の任命権者が定める期末手当の額は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 一 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日**及び**同項第二号イ_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（それぞれその会計年度任用職員基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬）の月額合計額をいう。）に**百分の十五**を乗じて得た額
- 二 第一項第二号ロ_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（**同号**_____に掲げる会計年度任用職員基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬）の月額合計額をいう。）に**百分の七十二・五**を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額
- イ 六箇月 百分の百
- ロ 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- ハ 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- ニ 三箇月未満 百分の三十
- 5 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日**及び**同項第二号イ_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日に在職する会計年度任用職員が、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に退職し、又は失職したときは前項第一号に定める額について日割計算した額を、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に死亡したときは同号に定める額の全部を支給する。
- 6 第一項第二号ロ_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、退職し、又は死亡した日以前の任期が六箇月以上ある場合に、会計年度任用職員について定められているところにより支給する。ただし、その退職し、又は死亡した日において、第二項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者については、この限りでない。
- 7 前各項の規定にかかわらず、消防局長が定める会計年度任用職員の期末手当については、別に定めるところによる。

（育児休業をしている会計年度任用職員等の期末手当）

第十三条 次の各号に掲げる会計年度任用職員に対しては、当該各号の会計年度任用職員基準日に係る第十一条第四項第一号に掲げる期末手当を支給する。

- 一 第十一条第一項各号に掲げる会計年度任用職員基準日に

- 3 前項に定めるもののほか、任期が六箇月未満の会計年度任用職員には、第一項第二号ロ**及び第三号ロ**_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当は支給しない。
- 4 給与条例第十九条の五の二第二項の任命権者が定める期末手当の額は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 一 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日**並びに**同項第二号イ**及び第三号イ**_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（それぞれその会計年度任用職員基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬）の月額合計額をいう。）に**百分の十**を乗じて得た額
- 二 第一項第二号ロ**及び第三号ロ**_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（**同項第二号**及び第三号****_____に掲げる会計年度任用職員基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬）の月額合計額をいう。）に**百分の六十六・二五**を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額
- [イ～ニ 略]
- 5 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日**並びに**同項第二号イ**及び第三号イ**_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日に在職する会計年度任用職員が、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に退職し、又は失職したときは前項第一号に定める額について日割計算した額を、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に死亡したときは同号に定める額の全部を支給する。
- 6 第一項第二号ロ**及び第三号ロ**_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、退職し、又は死亡した日以前の任期が六箇月以上ある場合に、会計年度任用職員について定められているところにより支給する。ただし、その退職し、又は死亡した日において、第二項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者については、この限りでない。
- 7 [略]

（育児休業をしている会計年度任用職員等の期末手当）

第十三条 次の各号に掲げる会計年度任用職員に対しては、当該各号の会計年度任用職員基準日に係る第十一条第四項第一号に掲げる期末手当を支給する。

- [一・二 略]

育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち当該会計年度任用職員基準日が属する月に勤務した日があるもの

二 第十一条第一項各号に掲げる会計年度任用職員基準日の翌日以後に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をする会計年度任用職員

2 前項の規定により支給する期末手当の額は、日割計算による。

3 第十一条第一項第二号_____に掲げる会計年度任用職員基準日に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（仙台市職員の育児休業等に関する規則（平成四年仙台市規則第四十二号）第五条の二に規定するこれに相当する期間を含む。）があるものには、当該会計年度任用職員基準日に係る第十一条第四項第二号に掲げる期末手当を支給する。

（勤務一時間当たりの給与額）

第十六条 給料が月額で支給されるフルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び期末手当（第十一条第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日及び同項第二号イ_____に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当に限る。以下この条及び次条において同じ。）の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じたものから**百三十六**時間を減じたもので除した額とする。

2 基本報酬が月額で支給されるパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、基本報酬の月額、これに対する地域手当に相当する報酬の月額及び期末手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を消防局勤務時間規程第二条の規定によりその例によることとされる市勤務時間規程の規定により定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから、**百三十六**時間に、同条の規定によりその例によることとされる市勤務時間規程の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）を減じたもので除した額とする。

3 [略]

2 [略]

3 第十一条第一項第二号**及び第三号**に掲げる会計年度任用職員基準日に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（仙台市職員の育児休業等に関する規則（平成四年仙台市規則第四十二号）第五条の二に規定するこれに相当する期間を含む。）があるものには、当該会計年度任用職員基準日に係る第十一条第四項第二号に掲げる期末手当を支給する。

（勤務一時間当たりの給与額）

第十六条 給料が月額で支給されるフルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び期末手当（第十一条第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日**並びに**同項第二号イ**及び第三号イ**に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当に限る。以下この条及び次条において同じ。）の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じたものから**百四十**時間を減じたもので除した額とする。

2 基本報酬が月額で支給されるパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、基本報酬の月額、これに対する地域手当に相当する報酬の月額及び期末手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を消防局勤務時間規程第二条の規定によりその例によることとされる市勤務時間規程の規定により定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから、**百四十**時間に、同条の規定によりその例によることとされる市勤務時間規程の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）を減じたもので除した額とする。

3 [略]

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十六条第一項及び第二項の規定は、この訓令の施行の日以後の勤務に係る勤務一時間当たりの給与額の算出について適用し、同日前の勤務に係る勤務一時間当たりの給与額の算出については、なお従前の例による。

（消防局総務部総務課）